

訪問リハビリテーション利用料

医療法人 景雲会

介護老人保健施設 勝沼ナーシングセンター

介護保険対象サービスの自己負担額(1割負担)

費目	費用・適用	
訪問リハビリテーション費	307円/回	1回(20分以上)当たりの自己負担額です。40分連続してサービスを提供した場合は2回として算定します。1週に6回を限度とします。
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	180円/月	3月毎にリハビリテーション会議を開催し、目標やリハビリテーション内容の情報共有を行い、訪問リハビリテーション計画書の見直し・作成を行います。
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日	認定日又は退院(退所)日から3月以内に集中的にリハビリテーションを行う場合に算定します。
サービス提供体制強化加算(I)	6円/回	7年以上の勤続年数のある者が配置されている場合に算定します。
中山間地域サービス提供加算	5%	中山間地域等に居住する方へサービス提供を行う場合に算定します。

訪問リハビリテーション利用料

医療法人 景雲会

介護老人保健施設 勝沼ナーシングセンター

介護保険対象サービスの自己負担額(2割負担)

費目	費用・適用	
訪問リハビリテーション費	614円/回	1回(20分以上)当たりの自己負担額です。40分連続してサービスを提供した場合は2回として算定します。1週に6回を限度とします。
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	360円/月	3月毎にリハビリテーション会議を開催し、目標やリハビリテーション内容の情報共有を行い、訪問リハビリテーション計画書の見直し・作成を行います。
短期集中リハビリテーション実施加算	400円/日	認定日又は退院(退所)日から3月以内に集中的にリハビリテーションを行う場合に算定します。
サービス提供体制強化加算(I)	12円/回	7年以上の勤続年数のある者が配置されている場合に算定します。
中山間地域サービス提供加算	5%	中山間地域等に居住する方へサービス提供を行う場合に算定します。

訪問リハビリテーション利用料

医療法人 景雲会

介護老人保健施設 勝沼ナーシングセンター

介護保険対象サービスの自己負担額(3割負担)

費目	費用・適用	
訪問リハビリテーション費	921円/回	1回(20分以上)当たりの自己負担額です。40分連続してサービスを提供した場合は2回として算定します。1週に6回を限度とします。
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	540円/月	3月毎にリハビリテーション会議を開催し、目標やリハビリテーション内容の情報共有を行い、訪問リハビリテーション計画書の見直し・作成を行います。
短期集中リハビリテーション実施加算	600円/日	認定日又は退院(退所)日から3月以内に集中的にリハビリテーションを行う場合に算定します。
サービス提供体制強化加算(I)	18円/回	7年以上の勤続年数のある者が配置されている場合に算定します。
中山間地域サービス提供加算	5%	中山間地域等に居住する方へサービス提供を行う場合に算定します。

介護予防訪問リハビリテーション利用料

医療法人 景雲会

介護老人保健施設 勝沼ナーシングセンター

介護保険対象サービスの自己負担額(1割負担)

費目	費用・適用	
介護予防訪問リハビリテーション費	307円/回	1回(20分以上)当たりの自己負担額です。40分連続してサービスを提供した場合は2回として算定します。1週に6回を限度とします。
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日	認定日又は退院(退所)日から3月以内に集中的にリハビリテーションを行う場合に算定します。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6円/回	7年以上の勤続年数のある者が配置されている場合に算定します。
中山間地域サービス提供加算	5%	中山間地域等に居住する方へサービス提供を行う場合に算定します。
12月を超えて行う際の減算	-5円/回	利用開始月から12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、1回につき5円を減算します。

介護予防訪問リハビリテーション利用料

医療法人 景雲会

介護老人保健施設 勝沼ナーシングセンター

介護保険対象サービスの自己負担額(2割負担)

費目	費用・適用	
介護予防訪問リハビリテーション費	614円/回	1回(20分以上)当たりの自己負担額です。40分連続してサービスを提供した場合は2回として算定します。1週に6回を限度とします。
短期集中リハビリテーション実施加算	400円/日	認定日又は退院(退所)日から3月以内に集中的にリハビリテーションを行う場合に算定します。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12円/回	7年以上の勤続年数のある者が配置されている場合に算定します。
中山間地域サービス提供加算	5%	中山間地域等に居住する方へサービス提供を行う場合に算定します。
12月を超えて行う際の減算	-10円/回	利用開始月から12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、1回につき10円を減算します。

介護予防訪問リハビリテーション利用料

医療法人 景雲会

介護老人保健施設 勝沼ナーシングセンター

介護保険対象サービスの自己負担額(3割負担)

費目	費用・適用	
介護予防訪問リハビリテーション費	921円/回	1回(20分以上)当たりの自己負担額です。40分連続してサービスを提供した場合は2回として算定します。1週に6回を限度とします。
短期集中リハビリテーション実施加算	600円/日	認定日又は退院(退所)日から3月以内に集中的にリハビリテーションを行う場合に算定します。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	18円/回	7年以上の勤続年数のある者が配置されている場合に算定します。
中山間地域サービス提供加算	5%	中山間地域等に居住する方へサービス提供を行う場合に算定します。
12月を超えて行う際の減算	-15円/回	利用開始月から12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、1回につき15円を減算します。